

厚岸町規則第22号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（昭和59年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 所属長 次に掲げる職にある者をいう。

ア 厚岸町事務分掌条例（平成10年厚岸町条例第30号）に定める課の課長及び出納室の室長

イ 厚岸町介護老人保健施設処務規程（平成24年厚岸町訓令第18号）に定める事務長

ウ 厚岸町議会事務局設置条例（昭和39年厚岸町条例第43号）に定める事務局長

エ 厚岸町選挙管理委員会規程（昭和32年厚岸町選挙管理委員会告示第26号）に定める事務局長

オ 厚岸町監査委員事務局処務規程（平成10年厚岸町監査委員規程第1号）に定める事務局長

カ 厚岸町農業委員会事務局規程（昭和34年厚岸町農業委員会規程第1号）に定める事務局長

キ 厚岸町教育委員会事務局処務規則（平成14年厚岸町教育委員会規則第8号）に定める課長及び室長

第2条第14号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、この規則による改正後の厚岸町財務規則第2条第1号の規定は適用せず、この規則による改正前の厚岸町財務規則第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。